

第13回南相馬市復興推進協議会議事概要

日 時	令和5年6月13日（火） 10:00～10:30
場 所	南相馬市役所本庁舎 3階 第一会議室
構成員	社会福祉法人竹水会 株式会社七十七銀行 福島県 南相馬市
事務局	南相馬市復興企画部イノベ政策課

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 南相馬市復興推進協議会について
- 5 事業概要説明
- 6 協議事項
南相馬市復興推進協議会規約の一部改正について
南相馬市復興推進計画（案）について
- 7 その他
- 8 閉会

（議事概要）

○あいさつ（会長）

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

皆さまには、これまで様々な形で、本市の復興にご尽力いただいておりますことを改めて御礼申し上げます。

東日本大震災から12年以上が経過し、13年目に入りました。また、平成28年7月に避難指示が解除されてから間もなく7年を迎えようとしています。

地震・津波にからの復旧・復興については、公共インフラの復旧や住まいの再建など一定の目途がついたものと捉えております。

一方で原子力災害からの復興は、長期化した除染等の影響により、ようやく緒に就いた段階です。

特に小高区の居住人口は3月31日現在で3,812人、震災前と比較して約30パーセントにとどまっている状況です。

このような中、市では、まちづくりの基本目標として「１００年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を掲げ、今後８年間で、市民が震災と原発事故からの復興を実感できることを目指し、南相馬市第三次総合計画を策定いたしました。

基本目標を実現するための「基本姿勢」として、「つなぐ・よりそう・いどむ」の３つを掲げ、この基本姿勢の下、市民、事業者・まちづくり団体と行政が一体となって、協働によるまちづくりを推進してまいります。

今般、市内の介護施設の不足を解消し、多くの入居希望者を受け入れることができるグループホーム等を社会福祉法人竹水会様が原町区長野地内に新設することは、介護事業の活性化及び雇用機会の創出に寄与するもので、本市の復興に大変意義のあることと思っています。

なお、今回の介護施設新設に伴って３１人の新規雇用を予定されていると伺っております。

本日の協議会は、このような重要な案件を審議することになりますので、皆さまの忌憚のないご意見をお願いいたします。

○復興推進協議会の説明（事務局）

資料２と資料３により南相馬市復興推進協議会の趣旨について説明いたします。

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、東日本大震災復興特別区域法が成立しました。この通称「復興特区法」は、地域が主体となった復興を強力に支援するため、税の特例や経済的支援など、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしております。

この度、社会福祉法人竹水会様が原町区長野地内でグループホーム等を新設する事業と位置づけ、事業に必要な資金を貸し付ける株式会社七十七銀行様が、復興特区法に基づく利子補給金の支給を受けるための復興推進計画を本市が策定するものであります。

策定する復興推進計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」において、復興推進計画について協議しなければならないと規定されております。

協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県様、事業実施主体の社会福祉法人竹水会様、利子補給金の支給を受ける予定の株式会社七十七銀行様となっており、本日、協議会開催のためにお集まりいただいたところでございます。

以上、資料２「復興推進協議会について」、資料３「南相馬市復興推進協議会規約」の二つの資料について、概要を説明させていただきました。私からの説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○事業概要説明（社会福祉法人竹水会）

事業の概要について説明いたします。

東日本大震災後、市外の高齢者が南相馬市内に居住されていることもあり、市内の高齢

化率が高くなっております。さらに、要介護者が市内の施設に入れないことで、地元を離れ県外にいるという方がいらっしゃったり、家族の介護が必要になり介護離職が増えてきているとも聞いております。

当施設を建てることで、このような状況を何とか改善し、雇用の創出も行いながら復興の底上げをしていきたいと考え今回の事業を計画いたしました。

当施設の開所は令和7年の春を目指しており、事業費884,865,120円の大きなプロジェクトとなっているため、皆様のご協力をいただきたいと思います。

また、建設場所は、現在の竹水園の東側であり、ベット数はグループホームが27床、地域密着型特別養護老人ホームが29床となっています。就労人数は31人を予定しています。既存施設から10人を充てることを考えておりますので、新規採用は21人を予定しています。

既存施設である竹水園の待機者状況について説明いたします。

待機者数は、令和2年に295名、現在は約280名となっており、割合としては要介護2の方が一番大きく、要介護3、要介護1と続いている状況です。

特別養護老人ホームは、要介護3以上の方のうち、要介護4の方を中心として入所しておりますが、待機者は要介護1から3の方が大半を占めています。

グループホームの待機者数について、各グループホームに電話確認を行い重複申込みを排除したところ、100名ほどいらっしゃるような状況でした。現在空きベット数が27床あるため、約73床は不足しており、これらの方の介助が必要です。

これらのことから、南相馬市の復興に当施設は必要であると考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○議事（会長）

それでは、議事に入ります。

はじめに、「南相馬市復興推進協議会規約の一部改正（案）」について、事務局から説明願います。

○復興推進協議会規約の一部改正について（案）（事務局）

今回の改正の理由としましては、感染症のまん延その他会長が特に必要と認める場合に、書面により復興推進協議会を開催するため及び市役所内の組織改革による担当課名変更のためです。

新たに追加しました第6条について補足いたします。この規定により、会長が書面による協議会開催が必要であると認めた場合には、実際にこのような会議の場にお集まりいただかなくても、構成員の皆さまに会議概要資料を書面で送付し、ご意見を書面でいただくような形で協議会を開催できるようになります。

ほか、詳細につきましては、新旧対照表のとおりです。

○質疑（会長）

説明のあった「南相馬市復興推進協議会規約の一部改正（案）」についてのご意見はございませんでしょうか。

○出席者

質問、意見なし（全員）

○会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進協議会規約の一部改正（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

南相馬市復興推進協議会規約の一部改正は、原案のとおり決定いたします。

○議事（会長）

次に、「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明願います。

○南相馬市復興推進計画（案）（事務局）

当復興特区支援利子補給金事業に係る現在の状況をご説明させていただきます。

当事業は、市から復興庁に事業の応募を行ったのち、復興庁から市に事業採択結果が通知されることとなっており、それをもって当協議会において復興推進計画を策定し、復興庁にその計画の認定申請を行う流れとなっております。

しかしながら、５月２６日に予定されておりました復興庁の採択手続が遅れており、現在も市に届いていない状況にあります。

つきましては、本日復興推進計画（案）についてご意見をいただきまして、後日復興庁から採択通知が届きましたら、再度当協議会を書面にて開催させていただきたく存じます。

その際、構成員の皆様に文書にてご案内いたしますので、改めて復興推進計画（案）について同意いただけるかを文書にて確認させていただければと存じます。

本復興推進計画は、社会福祉法人竹水会様が原町区長野地内において計画するグループホーム等新設資金を、株式会社七十七銀行様が「復興特区支援貸付事業」として貸し付けることで発生する貸付金利の一部を「復興特区支援利子補給金」として補給するために、

東日本大震災復興特別区域法に定める「復興特区」の認定を受けるためのものです。

「復興特区」の認定を受けることにより、株式会社七十七銀行様には、国から貸付利子の一部が補給されます。

国からの利子補給によって、事業主様（社会福祉法人竹水会）の利子負担を軽減することでグループホーム等新設の環境を整え、グループホーム等新設が介護事業の活性化に大きく寄与するとともに、雇用機会の創出を図るものとなっております。

○質疑（会長）

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見はございませんでしょうか。

○出席者

事務局に質問であるが、南相馬市復興推進計画（案）２ページ４④「利子補給金の支給を受ける予定の金融機関」について、利子補給の支給を受けるのは事業主であり、事業主が支払ったのち事業主に補給されるのかと思われたがいかがでしょうか。

○事務局

利子補給金の支給については、当市の認識では、本来の金利のうち上限０．７パーセントが復興庁から金融機関様に支給され、その分を差し引いた形で事業者から金融機関様に支払われるものと考えています。

なお、利子補給金の具体的な手続き等については、南相馬市復興推進計画認定後に復興庁から七十七銀行様に連絡が行くと思われます。

○出席者

承知しました。

○出席者

南相馬市復興推進計画（案）の１ページ下から２行目に記載のある「３１人の新規雇用」について、先ほどの社会福祉法人竹水会からのご説明の中で、既存施設から１０人を充て、新規雇用者数としては２１人であるということでした。

２１人であっても大きな雇用者数であり、たとえ変更しても当計画の趣旨は変わらないと思われますが、新規雇用者数の修正は必要でしょうか。

○事務局

社会福祉法人竹水会様に確認ですが、雇用者数３１人のうち、既存の従業員は１０人であり、新規雇用者は２１人ということで間違いないでしょうか。

○社会福祉法人竹水会

間違いありません。

○事務局

承知しました。

復興推進計画（案）の１ページ下から２行目、「３１人の新規雇用」を「２１人の新規雇用」に修正を行いたく存じます。

○会長

承知しました。

それでは、復興推進計画（案）の１ページ下から２行目において「３１人の新規雇用」を「２１人の新規雇用」と修正することについてご異議ありませんでしょうか。

また、「２１人の新規雇用」とした場合でも、大きな雇用創出効果であることに変わりはなく、当計画の趣旨に変更はないという認識について、ご異議ありませんでしょうか。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

南相馬市復興推進計画は、新規雇用者数を２１人に修正いたします。

その他ご意見はありますでしょうか。

○出席者

意見なし（全員）

○会長

それでは本案につきましては、本日時点でその他の意見はなしといたします。

なお、今後、復興庁との協議等に伴い字句、その他で軽微な変更が必要となった場合は、その変更を会長に委任いただきたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

ありがとうございました。

以上で、復興推進協議会の審議を終了いたします。
円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

○事務局

本協議会において、本日ご審議いただいた「南相馬市復興推進計画」につきましては、復興特区支援利子補給事業の採択結果が市に届きましたら、改めて構成員の皆様に書面にてご同意いただきますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

その後、所要の手続きを済ませた後、速やかに福島復興局へ提出いたします。

以上で、第13回南相馬市復興推進協議会を終了いたします。

以上